

(お知らせ)

令和6年2月21日
京都市行財政局
〔資産イノベーション推進室〕
電話 075-222-4119

元新洞小学校跡地の活用について

京都市では、学校跡地の有効活用に向け、民間等の事業者から、長期にわたり学校跡地の敷地を全面的に活用する事業の提案を広く募集しています。

この度、元新洞小学校跡地について、「新洞連合会」及び「新洞校跡地活用検討委員会」から提出された要望書を踏まえ、「歴史と記憶を未来につなぐ新たなまちづくりの拠点の創出～地域コミュニティの活性化と次世代の新たな活力を生み出す空間の創出を通して～」をテーマに活用を進めるため、活用事業者を選定するプロポーザル実施に向けた募集要項(案)の作成に着手することとしましたので、お知らせします。

プロポーザルの詳細については、改めて公表いたしますが、応募には、事前に事業者登録が必要となりますので、登録が完了していない場合は、下記3のとおり、必要な手続きを行ってください。

記

1 元新洞小学校跡地の概要

- (1) 所在地 京都市左京区川端より三筋東二条下る新東洞院町252番 外1筆
- (2) 敷地面積 6,971.91㎡ (実測面積)
- (3) 都市計画上の規制

用途地域	近隣商業地域	高度地区	15m第3種
建ぺい率	80%	景観保全	旧市街地型美観地区 近景デザイン保全区域 遠景デザイン保全区域
容積率	300%	埋蔵文化財	一般遺跡

2 新洞連合会及び新洞校跡地活用検討委員会からの主な要望内容

- (1) 本館、講堂、グラウンド等においてこれまで行ってきた自治活動等が、引き続き実施できるよう、地域住民が集い、交流する施設として整備すること。
- (2) 地域の防災拠点を確保し、安心・安全に暮らせるまちづくりを一層進めること。
- (3) 55もの寺院が存在する落ち着いた町並みに調和した施設となるよう整備すること。
- (4) 『大学のまち京都・学生のまち京都』の推進に資する事業として活用するよう努めること。
- (5) 「新洞連合会」及び「新洞校跡地活用検討委員会」の意見を十分に活かし、跡地活用を進めること。

3 事業者登録

プロポーザルの応募要件として、「学校跡地の長期・全面的な活用に関する提案の募集要領」に定める事業者登録を行っていただく必要があります。

詳細は、以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局 資産イノベーション推進室 学校跡地活用促進担当

電話 075-222-4119

電子メールアドレス shisankanri@city.kyoto.lg.jp

<参考> 学校跡地活用に係る手続きの流れ

- ① 募集要項（案）の作成
- ② 第1回事業者選定委員会の開催（募集要項の策定）
- ③ プロポーザル募集開始（募集期間：3箇月程度）
- ④ 第2回以降の事業者選定委員会の開催（契約候補事業者の選定）
- ⑤ 基本協定書の締結
(本市と事業者との間で、今後の協議事項等について合意)
- ⑥ 事前協議会の設置
(本市、地元住民、事業者の3者により、活用計画の詳細について協議)
- ⑦ 土地の貸付契約の締結
(契約期間は10年以上80年以内の範囲内で事業者が提案)

(位置図)

